

GPC 試料の譲渡契約(本 MTA)の契約条件

本 MTA は、「購入者」と鳥取県米子市西町 86 番地に主たる事業所を有する株式会社ジーピーシー研究所(「GPC」)との間で締結されるものであり、下記に定める契約条件に基づくすべての GPC 試料の購入および使用に適用する。

定義:

「GPC 試料」とは、GPC 発注書に記載する購入者が GPC から取得する試料をいう。

「購入者」とは、GPC 発注書および本 MTA に従って GPC 試料を購入し、かつ受領する者をいう。

「GPC 発注書」とは、方式および書式を GPC が随時決定する GPC 試料に関する発注書をいい、本 MTA と一体のものとして MTA の一部を構成する。

「者」とは、個人、法人または団体をいう。

「商業的使用」とは、本 MTA の当事者でない者もしくは本 MTA の当事者でない者への経済的利益あるいはその他の商業目的のための GPC 試料の販売、ライセンス供与、リース、輸出、譲渡その他流通行為および(または)以下の目的のための GPC 試料の使用をいう。

(a)経済的利益を得るために本 MTA の当事者でない者にサービスを提供するため、(b) 一般的な販売のために製品を製造するため、もしくは一般的な販売を最終目的とした製品の製造に使用するための製品を製造するため、または(c) 性能検査サービスに関して、所定の条件に従って同一もしくは類似の品目もしくは素材に対する校正または試験の比較および評価によって、ラボのパフォーマンスを決定することを含む(がこれに限られない)。

「CRO」とは、購入者からの委託に基づき、本目的のためにのみ GPC 試料を使用する第三者をいう。

「OECD テストガイドライン」とは、化学物質の検査に関して、化学物質および化学製品の安全性を決定する政府、産業界および独立の実験機関が使用する最も関連する国際的合意のある検査方法のコレクションをいう(www.oecd.org)。

「第三者」とは、GPC および購入者以外の者をいう。

目的:

本 MTA に基づき GPC 試料を譲渡する目的は、GPC 試料を OECD テストガイドライン(No. 442E)に定める検査目的のためにのみ購入者に提供すること(「本目的」)である。

GPC 試料は、以下の条件に基づき購入者に提供し、購入者はこれを認識し、合意する:

1. GPC 試料は本目的のためにのみ使用するものとする。
2. GPC 試料の商業的利用は禁止するものとする。
3. GPC 試料は人体への使用を予定していない。
4. GPC 試料は、購入者の自身の研究プロジェクトにおいて本目的のためにのみ使用することができる。また、購入者は GPC 試料を購入者の研究プロジェクトに関連する目的のためにのみ CRO に使用させることができる。ただし、CRO は購入者と同様に本 MTA に定める契約条件に拘束されることに合意しなければならない。当該 CRO との委託契約に定める研究プロジェクトが完了した時点で、購入者は、当該 CRO に GPC 試料を破壊するか、購入者に返還させるものとする。CRO に委託して GPC 試料を使用させる場合、購入者は当該委託後の合理的期間内に当該委託を GPC に通知するものとする。購入者は、当該委託に係るあらゆるリスクと責任を負う。
5. 前項以外において、購入者は、GPC の事前の書面による明白な同意なく、GPC 試料の全部もしくは一部を第三者に譲渡、販売、開示、提供、リースその他共有してはならない。
6. 購入者は、GPC 試料の受領、取扱い、保存、処分、移転ならびに購入者の使用に関してあらゆるリスクおよび責任を負う。これは、健康もしくは環境リスクを最小限に抑えるためのあらゆる適切な安全性および取扱上の予防措置を取ることを含む(がこれらに限られない)。
7. 購入者は、GPC 試料を改変してはならず、GPC 試料を使用して他の物質を製作し、または開発してはならない。
8. (1) GPC 試料に関して、GPC は以下の事項を保証する。
GPC 試料は、GPC からの出荷後 30 日以内に培養を開始すると生存

できることを保証する(当該 30 日間を「保証期間」)。本項に定める保証を履行しなかった場合、購入者の唯一の法的救済措置および GPC の独自の法的責任は、GPC が単独の判断において、(i)当該 GPC 試料について GPC に支払われた費用(送料および取扱手数料を除く)の払戻し、または(ii) GPC 試料の交換のいずれかとする。

本項に定める保証は、購入者が該当する OECD テストガイドライン(No. 442E)および GPC 発注書内の使用上の注意に記載するとおり GPC 試料を取扱い、保存した場合にのみ適用される。この唯一の法的救済措置を取得するため、購入者は該当する保証期間内に GPC の技術サービス部に有効性の欠如を報告しなければならない。

(2) 前項の保証措置を除き、GPC 試料ならびに GPC が提供する技術情報および支援は、商品性、特定目的に対する適合性、典型性、安全性、正確性および非侵害性の黙示的保証を含め(がこれに限られない)、明示的もしくは黙示的でないいかなる保証もなく「現状有姿」で提供される。

9. いかなる場合であっても、GPC はこの本 MTA もしくは GPC 試料に関連する、またこれらから生じる間接的、特別、偶発的または必然的な損害(契約、不法行為、過失、厳格責任、法令その他に関わりなく)に対して、GPC がそのような損害の可能性を事前知らされていた場合であっても、責任を負わない。
10. 購入者は、購入者による GPC 試料の使用の結果生じるいかなる請求または債務について単独の責任を負う。
11. 購入者は、購入者の作業に関連して発生した、GPC 試料または(ある場合)GPC 試料から派生する製品から生じるすべての請求、要求、損失、訴訟原因、損害、訴訟、判決(弁護士費用を含む)について、GPC を補償し、損害を被らせないようにする。
12. 購入者は、購入者による GPC 試料の使用に対して適用されるすべての国内外の法律および規制の遵守につき単独で責任を負う。購入者は、GPC 試料の受領、取扱い、保存、処分、移転ならびに使用に関して政府監督機関が求めるあらゆる許諾、ライセンスその他の許可を取得する責任を単独で負う。
13. 購入者は、購入者が本 MTA の違反(本 MTA に定める本目的の違反を含むがこれに限られない)があった場合、GPC 試料のそれ以降の出荷を購入者に通知することなくただちに停止する権利を GPC に与えるものとする。また、GPC が日本もしくは外国法に基づき提供される可能性のあるその他のあらゆる公平かつ法的な救済措置に加え、一時的な差止命令およびその他の予備的もしくは恒久的な差止命令による救済を求める権利を GPC に与えるものとする。
14. 購入者は、本 MTA または本 MTA に基づくいかなる権利もしくは義務を譲渡あるいは移譲することはできない。当該譲渡または移譲をしようとする行為は無効であり、何らの効力も有しない。
15. 本 MTA は、本 MTA に組込まれたすべての文書を含め、GPC 試料に関する GPC と購入者との間の完全なる合意を構成し、同じ主題に関して GPC と購入者との間のあらゆる過去の合意もしくは表明(書面か口頭であるかを問わない)に優先する。
16. 本 MTA の条項が何らかの理由により執行できないことが判明した場合でも、本 MTA の残りの条項は引き続き有効である。
17. 本 MTA のいかなる条項も、本 MTA の条項を有効にするためだけに双方が契約を締結する独立の団体であること以外の関係を、GPC と購入者との間に構築するものではなく、そのように解釈するものではない。
18. 本 MTA の成立及び効力、並びに MTA に関連して発生する問題の解釈及び履行等については、日本国の法律に準拠するものとする。
19. 本 MTA から、または本 MTA に関連して、当事者らに発生するすべての紛争、論争、意見の相違は、当事者らによる相互の友好的な協力によっても、不当に遅延することなく解決できない場合、当事者らは日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従うものとし、日本語を使用言語とする。日本商事仲裁協会の仲裁判断は終局的なものであり、当事者らに対し拘束力を有する。

・以上の内容に同意される場合は、別紙「THP-G8 細胞 購入申込書」に署名、また必要事項をご記入の上、弊社までご郵送ください。